

京都市宿泊税導入支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、京都市宿泊税の円滑な導入を図るため、本市の区域内において宿泊税の導入支援を目的とする事業を行う団体に対する補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し、京都市補助金等の交付等に関する条例（以下「条例」という。）及び京都市補助金等の交付等に関する条例施行規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付対象団体)

第2条 交付の対象は、法律その他の法令に基づき、主に京都市内で宿泊事業に従事する者によって組織された団体（以下「交付対象団体」という。）とする。

2 前項の規定に関わらず、交付対象団体には、京都市暴力団排除条例第2条第4号に規定する暴力団員等又は同条第5号に規定する暴力団密接関係者を含まないものとする。

(交付の対象)

第3条 補助金は、交付対象団体が本市区域内において実施する宿泊税の導入支援を目的とする次の各号に掲げる事業に要する経費のうち、市長が適当と認めるものについて交付する。

- (1) 宿泊税の導入に係る説明会及び個別相談会
- (2) 宿泊税の導入に係る専門家派遣
- (3) 宿泊税に係る相談受付体制の整備
- (4) 宿泊税の広報宣伝
- (5) 前4号の実施のための管理運営

(補助金の額)

第4条 前条各号に係る補助金の額は、予算の範囲内で定める額とする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、この限りではない。

(交付の申請)

第5条 条例第9条に規定する申請書の様式は、京都市宿泊税導入支援事業補助金交付申請書（第1号様式）とする。

2 条例第9条に規定する市長が定める期日は、補助金の交付対象となる事業を開始する15日前までの日とする。

3 条例第9条に規定する市長が必要と認める書類は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書

(標準処理期間)

第6条 市長は、条例第9条による申請が到達してから14日以内に条例第10条各項の決定をするものとする。

(交付の決定)

第7条 条例第10条の規定により交付又は不交付を決定したときは、条例第12条に基づき、京都市宿泊税導入支援事業補助金交付決定通知書(第2号様式の1)又は京都市宿泊税導入支援事業補助金不交付決定通知書(第2号様式の2)により通知するものとする。

(補助金の概算払)

第8条 条例第21条第2項の規定による補助金の概算払を受けようとするときは、京都市宿泊税導入支援事業補助金概算払請求書(第3号様式)を市長に提出しなければならない。

(変更等の承認の申請)

第9条 条例第11条第1項第1号による補助事業等の内容又は経費の配分の変更に係る市長の承認の申請は、京都市宿泊税導入支援事業補助金変更承認申請書(第4号様式)によって行うものとする。

2 条例第11条第1項第1号に規定する軽微な変更は、次に掲げる変更以外のものとする。

- (1) 補助事業内容の変更
- (2) 補助金額の変更
- (3) 補助対象経費の20%を超える増減

3 条例第11条第1項第2号による補助事業等の中止又は廃止に係る市長の承認の申請は、京都市宿泊税導入支援事業補助金中止・廃止承認申請書(第5号様式)により行うものとする。

(事業完了の届出)

第10条 条例第18条の規定による実績報告は、京都市宿泊税導入支援事業補助金に係る事業実績報告書(第6号様式)に次の各号に掲げる書類を添えて行わなければならない。

- (1) 事業報告書
- (2) 収支決算書
- (3) 領収書等活動の実施に要した費用を支払ったことを証する書類

(補助金の交付)

第11条 条例第19条の決定を行ったときは、京都市宿泊税導入支援事業補助金交付確定額通知書(第7号様式)により通知するものとする。

2 市長は、条例第19条の決定を行ったとき、既に交付した補助金の精算を行うものとする。

(補則)

第12条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し、必要な事項は観光政策担当局長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

第1号様式（第5条関係）

京都市宿泊税導入支援事業補助金交付申請書

(宛先) 京都市長	年 月 日
申請者の主たる事務所の所在地	申請者の名称及び代表者名（記名押印又は署名）

京都市補助金等の交付等に関する条例第9条の規定により補助金の交付を申請します。	
事業の名称	
事業の目的及び内容	
事業の実施予定期間	年 月 日 ～ 年 月 日
事業に要する経費	円
交付を受けようとする補助金の額	円
添付書類	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業計画書 ・ 収支予算書

第2号様式の1（第7条関係）

第 号
年 月 日

所在地

名称及び代表者

京 都 市 長
(担当 産業観光局)

京都市宿泊税導入支援事業補助金交付決定通知書

年 月 日付け 第 号で申請のありました京都市宿泊税導入支援事業補助金につきましては、下記のとおり交付することに決定しましたので、京都市宿泊税導入支援事業補助金交付要綱第7条の規定に基づき通知します。

記

- 1 交付予定額 金 円
- 2 交付の条件
 - (1) 補助金は、本事業の目的以外に支出してはいけません。
 - (2) 本事業については、京都市補助金等の交付等に関する条例第32条の規定により立入調査又は質問をすることがあります。
 - (3) 上記各号に違反した場合は、補助金を減額し、又は取り消すことがあります。
 - (4) 補助事業等の内容又は経費の配分の変更（市長が定める軽微な変更を除く。）をしようとするときは、あらかじめ市長の承認を受ける必要があります。
 - (5) 補助事業等を中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ市長の承認を受ける必要があります。
 - (6) 補助事業等が予定の期間内に完了しないとき、又は補助事業等の遂行が困難となったときは、速やかに市長に報告し、その指示を受ける必要があります。
 - (7) その他市長が必要と認める条件

(* 減額して交付するときは、その理由の付記と訴訟等の教示を入れる。)

第2号様式の2（第7条関係）

第 号

年 月 日

所在地

名称及び代表者

京 都 市 長
(担当 産業観光局)

京都市宿泊税導入支援事業補助金不交付決定通知書

年 月 日付け 第 号で申請のありました京都市宿泊税導入支援事業補助金につきましては、下記のとおり不交付とすることに決定しましたので、京都市宿泊税導入支援事業補助金交付要綱第7条の規定に基づき通知します。

記

不交付理由

この決定に不服があるときは、この通知を受け取れた日の翌日から起算して3箇月以内に、京都市長に対して審査請求をすることができます。

ただし、当該期間内であっても、この決定があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。

また、この通知を受け取れた日（京都市長に審査請求をした場合は、当該審査請求に対する京都市長の決定があったことを知った日）の翌日から起算して6箇月以内に、京都市を被告として、京都地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することもできます（訴訟において京都市を代表するものは、京都市長となります。）。ただし、当該期間内であっても、この決定があった日（京都市長に審査請求をした場合は、当該審査請求に対する京都市長の裁決があった日）の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することはできなくなります。

第3号様式（第8条関係）

京都市宿泊税導入支援事業補助金概算払請求書

(宛先) 京都市長	年 月 日
申請者の主たる事務所の所在地	申請者の名称及び代表者名（記名押印又は署名）

京都市宿泊税導入支援事業補助金交付要綱第8条の規定により補助金の概算払を請求します。			
事業の名称			
交付決定日及び決定番号	年	月	日 第 号
交付予定額	円		
概算払を受ける理由			
概算払請求額	円 (登録口座利用希望 有・無)		
概算払請求額の内訳	経費内容	金額	積算内訳

第4号様式（第9条関係）

京都市宿泊税導入支援事業補助金交付変更承認申請書

(宛先) 京都市長	年 月 日
申請者の主たる事務所の所在地	申請者の名称及び代表者名（記名押印又は署名）

京都市宿泊税導入支援事業補助金交付要綱第9条の規定により補助金に係る変更承認を申請します。	
事業の名称	
交付決定日及び決定番号	年 月 日 第 号
変更の内容	
変更の理由	
添付書類	

第5号様式（第9条関係）

京都市宿泊税導入支援事業補助金中止・廃止承認申請書

(宛先) 京都市長	年 月 日
申請者の主たる事務所の所在地	申請者の名称及び代表者名（記名押印又は署名）

京都市宿泊税導入支援事業補助金交付要綱第9条の規定により補助事業等の <input type="checkbox"/> 中止 に係る承認を申請します。 <input type="checkbox"/> 廃止	
事業の名称	
交付決定日及び決定番号	年 月 日 第 号
中止又は廃止の別	
中止又は廃止の理由	
中止又は廃止の予定期日	年 月 日
添付書類	

注 該当する口に、レ印を記入してください。

第6号様式（第10条関係）

京都市宿泊税導入支援事業補助金に係る事業実績報告書

(あて先) 京都市長	年 月 日
申請者の主たる事務所の所在地	申請者の名称及び代表者名（記名押印又は署名）

京都市補助金等の交付等に関する条例第18条の規定に基づき、補助事業等の実績を報告します。

事業の名称	
交付決定日及び決定番号	年 月 日 第 号
事業の完了日	年 月 日
事業に要した経費	円
補助金の額	円
添付書類	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業報告書 ・ 収支決算書 ・ 領収書等

第7号様式（第11条関係）

年 月 日

様

京都市長
(担当 産業観光局)

京都市宿泊税導入支援事業補助金交付額確定通知書

年 月 日付け 第 号をもって交付決定した京都市宿泊税導入支援事業補助金について、京都市宿泊税導入支援事業補助金交付要綱第11条の規定に基づき、下記のとおり補助金交付額を確定したので、通知します。

記

1 対象事業名

2 補助金交付額 円